

岩手県東日本大震災津波復興委員会女性参画推進専門委員会設置要領

(設置)

第1 岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、岩手県東日本大震災津波復興委員会（以下「委員会」という。）に女性参画推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 復興における女性参画の推進に関する現状と課題の調査、分析等に関すること。
- (2) 復興における女性参画の推進のための提言に関すること。
- (3) その他復興における女性参画の推進を図るために必要な事項に関すること。

(庶務)

第3 専門委員会の庶務は、復興防災部において処理する。

(雑則)

第4 本要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、岩手県東日本大震災津波復興委員会専門委員会運営要領（平成23年4月6日付け政策地域部長決裁）による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月6日一部改正）

この要領は、令和3年4月6日から施行する。